

公的年金制度が 改正になります。



ファイナンシャル・プランナー

F.P. にゆうす

男女の働き方の違いや生活様式、家族の在り方が多様化されてきたことを受けて年金制度の改正法が2025年6月13日に成立しました。

新年金制度は、2026年4月1日から施行されますが、改正内容によって実施時期に違いがあります。

◎今回の主な改正点

- ・被用者保険の適用拡大等
- ・在職老齢年金制度の見直し
- ・遺族年金制度の見直し … 実施日：2028年4月1日
- ・将来の基礎年金の給付水準の底上げ
- ・厚生年金保険の標準報酬月額の上限段階的引き上げ
- ・将来の基礎年金の給付水準の底上げ
- ・私的年金制度の見直しなど

今回は改正内容の中から「遺族年金制度」について取り上げます。

遺族年金制度とは

国民年金や厚生年金に加入中の人が亡くなった場合、その人に生計を維持されていた遺族に支給される年金です。遺族基礎年金と遺族厚生年金の2つの制度があります。

国民年金加入者が亡くなった場合は遺族基礎年金、厚生年金加入者が亡くなった場合、子どもがいれば遺族基礎年金と遺族厚生年金が支給されます。受給するためには、保険料納付などの一定の要件が必要です。

遺族基礎年金の改正 2028年4月から施行

〈現在の仕組み〉

◆受給対象優先順位

子どものいる配偶者、または子ども（父または母が遺族基礎年金を受給していない場合）です。18歳になった年度末までの子ども、および障害等級1級、2級の20歳未満まで受給できます。

◆受給額

年金額は定額です。2025年度は831,700円+子の加算額（1・2人目まで、1人につき239,300円、3人目79,800円）。

〈見直し後〉

父または母が遺族基礎年金を受給していなければ、生計を同じくしている父または母がいても、子どもが遺族基礎年金を受け取れることになります。

- ・親が再婚
- ・親の年収が850万円以上
- ・祖父母などの直系血族または直系姻族の養子になる
- ・養育者の死亡前に離婚した元配偶者に引き取られる

◆受給額

1人目・2人目と3人目以降も281,700円に増額されます。

出典〈厚生労働省：遺族基礎年金〉



遺族厚生年金の改正

男性2028年4月から施行

女性2028年4月から20年かけて段階的施行

◆受給額

年金額は、これまでの厚生年金加入実績に応じた年金額×3/4です。300月未満の加入歴の場合、最低保障300月として計算されます。

◆受給対象優先順位

配偶者・子、父母、孫、祖父母の順で受けられます。

〈現在の仕組み〉

◆女性 … 30歳未満で死別の場合：5年間の有期期間

30歳以上で死別の場合：無期給付

◆男性 … 55歳未満で死別の場合：給付なし

55歳以上で死別の場合：60歳から無期給付

〈見直し後〉

◆男女共通 … 60歳未満で死別の場合：原則5年間の有期給付。5年目以降も給付を継続できる場合もあります。

- ・有期給付の収入要件（年収850万円未満）を廃止
- ・年金額の増額（有期給付加算、死亡分割）

60歳以上で死別の場合：無期給付（現行どおり）

出典〈厚生労働省：遺族厚生年金改正〉



まとめ

今回の改正で影響を受けない場合もあります。60歳以上で死別、子どもを養育する間の給付内容、すでに遺族厚生年金を受け取っている人、2028年度末までに40歳以上になる女性。

公的年金制度は、老齢給付、障害給付、遺族給付と3つ給付機能を持っています。

それぞれの給付内容など知っておくことが経済的なリスクに対応できるベースの保険とも言えます。

LPAグループでは、公的年金制度等について無料の学習会も行っています。

組合員3名以上でお申し込みいただけます。下記の二次元コードにて必要事項をご記入の上、お申し込みください。



今月の担当
ファイナンシャル・プランナー
く げ かおる
久下 香

